【伴走型小規模事業者支援推進事業】

パワハラ防止法対策セミナー

「職場のハラスメント防止策と事後対応」

管理職が知っておくべき新ルール

2020年にパワハラ防止法が制定され（大企業ではすでに義務化）、中小企業においても来年2022年より法律が適用されることになり、職場におけるハラスメント対策が義務化されます。そのため、各企業での対応についても早めに準備を進めていくことが必要となります。

本セミナーでは、様々なハラスメントの内容の他、各企業における対応についてわかりやすく解説し、意識の向上と防止策等の理解を深めていただきます。企業の皆様におかれましては、ぜひこの機会にご受講くださいますようご案内申しあげます。

【内　容】

〇各種ハラスメントの内容と企業の対応

- どのような行為がパワハラになるのか
- どのような行為がセクハラになるのか
- マタハラ制度等の利用への嫌がらせ型
- テレワークで表面化したハラスメント

など

【講　師】

㈱日本ビジネス社

代表取締役社長　佐々木　隆浩　氏

●開催日時　令和3年 10月22日（金） 14:00 ～17:00
●会　　場　北見経済センター会議室（北見市北3条東1丁目2）
●受 講 料　無　料
●定　　員　20名（定員になり次第、締め切ります。）
●申込方法　下記受講申込書により、FAX（22-2282）にてお申込み下さい。
●主　　催　北見商工会議所、中小企業相談所
●共　　催　（公社）北見地方法人会北見支部、北見市

お問合せ　/北見商工会議所　地域振興部　TEL　23－4111

※ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします。
新型コロナウイルスの感染状況によっては中止する場合がございます。

【　パワハラ防止法対策セミナー　】　受 講 申 込 書

令和　　年　　月　　日

北 見 商 工 会 議 所 宛（FAX：22－2282）

事業所名		事業所住所	
T E L		F A X	
受講者氏名		受講者氏名	

※ご記入頂いた情報は、当所からの各種連絡･情報提供のために利用するほか、分析アンケート等に利用することがありますが、第三者への提供はありません。